

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成23年9月20日(火) 午前9時00分から午前9時42分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)の内、途中出席委員(1人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p> 日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p> 日程第2 議案第15号 農地法第3条関係</p> <p> 日程第3 議案第16号 農地法第4条関係</p> <p> 日程第4 議案第17号 農地法第5条関係</p> <p> 日程第5 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p> 日程第6 決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p> 日程第7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p> 日程第8 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p> 日程第9 専決報告 現況証明願</p> <p> 日程第10 報 告 農地改良届出書</p> <p> 日程第11 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p>
事務局長	<p>開会(午前9時00分)</p> <p>おはようございます、定刻となりましたので平成23年9月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》(台風被害・転用違反是正)</p> <p>それでは、本日の出席者数は37名中36名で定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。</p>

ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号5番 水谷 怜 委員
議席番号6番 戸谷 静治 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第15号	農地法第3条関係	3件
議案第16号	農地法第4条関係	3件
議案第17号	農地法第5条関係	2件
議案第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	2件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	20件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地改良届出書	1件

それでは、議案第15号 農地法第3条関係 3件について事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(1番から3番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 以上3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上でございます。

会長

只今、議案第15号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

意見も無いようですので、議案第15号 農地法第3条関係 3件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので許可する事に決定します。

続きまして、議案第16号 農地法第4条関係 3件について事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 内容につきましては、申請者は農業の傍ら喫茶店を経営しており、現在の喫茶店が姉所有の敷地にある為、現在の自分の住んでいる敷地は道路に面し喫茶店の経営に都合が良い為、そこへ喫茶店を建築する為に農家住宅を申請地に建築する計画でございます。

(2番、同項目を同様に朗読) 既に農業用資材置場として利用している事により始末書が添付されており、事業内容は収穫用コンテナ及び農業用車両の駐車場として利用する計画でございます。

(3番、同項目を同様に朗読) 内容につきましては、申請者は愛西市にて2箇所の調剤薬局を経営しており、打ち合わせのための従業員の駐車場及び来客用の駐車スペース3台分と物干し場を確保する計画でございます。

以上3件につきましては、農地法第4条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。

会長

議案第16号について何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

質疑も無いようですので、議案第16号 農地法第4条関係 3件について賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達する事に決定をさせていただきます。

続きまして、議案第17号 農地法第5条関係 2件について事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 内容につきましては、現在は譲渡人の祖母の家に同居しておりますが、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。

(2番、同項目を同様に朗読) 一部を資材置場として使用している事により始末書が添付されております。内容につきましては、現在は賃貸住宅に住んでおり、将来を考慮し両親に相談したところ申請地に分家住宅を勧められ今回の申請に至ったとの事でございます。

以上2件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、議案第17号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第17号 農地法第5条関係 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達する事に決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1番に関し、9月12日、本人の代理人より田200㎡減としたい旨、訂正要望があり11筆・田10,353㎡・畑1,631㎡・合計11,984㎡とし証明する旨報告を行い朗読、又、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の概要・適格者の要件・農地の要件及び事務局にて特例適用農地の全てを確認し、全てが適正に耕作されていた事を報告。)</p>
会長	<p>議案第18号について何かご質問・ご意見ございますか。</p>
32番委員	<p>納税猶予に関して年齢制限は無いのですか。</p>
事務局	<p>ございません、相続人である事となっています。</p>
会長	<p>納税猶予の20年間についての説明を。</p>
事務局	<p>今までは20年間自作すると納税が免除されると言った事でしたが、平成21年12月15日の法改正からは自作をしていたとしても終身となります。研修会にて確認をしていただいたと思いますが、例えば今まで15年間自作した後5年間を農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し借りを行った場合は、今までの15年間の自作に関係なく全て終身となります。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(賛成多数) 有り難うございました。賛成多数と言う事で、面積を訂正して証明する事に決</p>

	<p>定いたします。</p> <p>続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 事務局より説明をお願いします。</p>												
事務局	<p>〈事務局説明〉(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番から2番の議案を朗読) 以上2件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。</p>												
会長	<p>只今、事務局より決定第7号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>												
35番委員	<p>期間に関して、5年の場合、3年、10年とありますが、期間によってメリット、長期の場合は優遇されるのですか。</p>												
事務局	<p>特に期間についてメリット・デメリットはございません。</p>												
35番委員	<p>期間が長いほど補助金が多いとか。</p>												
事務局	<p>そう言った事は一切ございません。</p>												
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。</p>												
会長	<p>続きまして、</p> <table border="0"> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>について事務局より一括で説明をお願いします。</p>	専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	20件	専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件	専決報告	現況証明願	1件	報告	農地改良届出書	1件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	20件											
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件											
専決報告	現況証明願	1件											
報告	農地改良届出書	1件											
事務局	<p>〈事務局説明〉</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から20番の届出</p>												

者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)

〈29番委員 定例会に出席〉

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)

(専決報告 現況証明願、始めに「事由」の記載内容の訂正を報告し、1番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読)

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読及び農地改良届に関し要綱に定められた事項を詳細説明)

会長 只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

6番委員 先程、愛西市農業委員会「農地改良に関する指導要綱」と言われましたが、既に私どもは頂いておりますか。

事務局 お渡ししておりませんので、次回の議案に同封させていただきます。

会長 その他、宜しいでしょうか、

(発言なし)

それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

有り難うございました、賛成多数ですので可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了いたします。

(審議終了 午前9時27分)

会長 続きまして、その他に入らせていただきます。

佐屋地区 農地パトロール報告をお願いします。

加藤副会長	農地パトロール報告。
会長	ご苦労様でした。 事務局より報告事項があれば。
事務局長	<p>9月6日の農業委員研修会に参加いただきましてご苦労様でした。当日欠席されました方につきましては資料を配布しましたので、今後の委員活動に活用していただければと思います。</p> <p>今月の農地パトロールは立田地区を予定しておりますので、立田地区委員の方は、立田庁舎 小会議室（1階）に9月22日（木）午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回農業委員会 10月20日（木）午前9時 立田庁舎 第一会議室</p> <p>定例会終了後「農業委員会だより」編集委員会をこの場で開催しますので、委員の方は宜しくをお願いします。</p> <p>八開地区の鵜多須地内での違反転用について、是正計画が提出されたことの報告及び計画に基づいて農地への復元が9月24日までに行われる予定を報告。 又、冒頭に会長より報告の立田地区の違反転用についても現在農地への復元がされている事を報告。</p> <p>普及センターNews 154号がまいりましたので、配布させていただきました。</p> <p>前回の定例会にて31番委員からの質問に関し、事務局より報告を行う。 ・ 悪意の時効取得は20年であり、30年とするものは調べたが該当はなかった事の報告を行う。 ・ 都市計画図の今後の作成計画を報告（24年作業委託を行い25年4月には最新となる）</p>
会長	その他宜しいですか。
32番委員	佐屋地区の圃場で稲作が部分的に枯れている事案があり、隣接する施設との因果関係について普及課へ相談したが結論が出なかったと報告があり、農業委員会としての対応について質問。
会長	《詳細を聞き取り》 農業委員会が関わる事案でないとする判断を行う。

その他、宜しいでしょうか。
(発言なし)

発言も無い様ですので、これをもちまして9月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前9時46分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成23年9月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号5番委員 水 谷 怜

議事録署名者
議席番号6番委員 戸 谷 静 治

